

大阪狭山市勤労者互助会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大阪狭山市勤労者互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 互助会は、事務所を大阪狭山市役所内に置く。

(目 的)

第3条 互助会は、事業所に勤務する従業員の福祉の増進を図るとともに、事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共済金給付事業
- (2) 福利厚生事業
- (3) その他互助会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(資 格)

第5条 互助会の会員になることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪狭山市内の事業所に勤務する従業員
- (2) その他互助会において適当と認める者

(加入方法)

第6条 互助会の加入方法は、事業所単位による団体加入とする。ただし、互助会において必要があると認める場合は、個人単位で加入することができる。

2 前項に規定する団体加入にあっては、事業主は、対象となるすべての従業員の加入申込をしなければならない。ただし互助会において別に定める者については、対象としないことができる。

(加入手続)

第7条 互助会へ加入しようとする者は、所定の加入申込書を互助会に提出し、その承諾を得なければならない。

(会費等)

第8条 互助会の会費は、会員1人につき月額800円とし、所定の方法によりこれを納入する。

2 団体加入にあっては、事業主が会費の2分の1以上を負担する。

3 既納の会費は、特別な事由を除き返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

(1) 第5条に規定する会員の資格を失ったとき。

(2) 第11条の規定により除名されたとき。

(退会)

第10条 互助会を退会しようとする者は、所定の退会届を互助会に提出し、その承諾を得なければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

(1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき。

(2) 共済金給付事業、福祉厚生事業その他の事業について虚偽の申請をしたとき。

(3) 互助会の規約に違反し、又は互助会の信用を失わしめるような行為をしたとき。

(4) 会費を3箇月以上滞納したとき。

第3章 役員

(種別)

第12条 互助会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 7人以内

(5) 監事 2人

(選任)

第13条 会長は、大阪狭山市長とする。

2 副会長は、産業にぎわいづくりグループ担当副市長及び大阪狭山市商工会会長とする。

3 常務理事は、市職員のうちから会長が指名する。

4 理事は、事業主の代表、従業員の代表、経営団体の代表及び知識経験を有する者並びに市職員のうちから会長が委嘱する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(職務)

第14条 会長は、互助会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

3 常務理事は、互助会の常務を処理し、会長、副会長共に事故があるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会の構成員として、互助会の業務を議決する。

5 監事は、互助会の会計を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(解任)

第16条 会長は、役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

第4章 機関

(理事会の設置)

第17条 互助会の適正な運営を図るため、理事会を置く。

(理事会の運営)

第18条 理事会は、第12条に規定する常務理事、理事、監事をもって構成し、この規約に従い、会務を執行する。

2 理事会は、常務理事が招集し、常務理事がその議長となる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 事業運営の一般的方法に関すること。
 - (5) 第11条に規定する除名に関すること。
 - (6) 第16条に規定する役員の解任に関すること。
 - (7) その他事業の推進に係る重要な事項に関すること。
- 2 理事会は、議決した事項について、会長に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 会 計

(会計年度)

第20条 互助会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資 金)

第21条 互助会の事業運営に必要な資金は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

第6章 雜 則

(事務局)

第22条 互助会の事務を処理するため、大阪狭山市市民生活部内に事務局を置く。

(委 任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成6年8月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条から第11条の規定は、平成6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 互助会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立準備委員会の定めるところによることとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 互助会の設立初年度の事業計画及び予算は、第19条の規定にかかわらず、設立準備委員会の定めるところによる。
- 4 互助会の設立当初の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、平成6年8月1日か

ら平成7年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。